

秋田県告示第178号

秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号）第13条第1項の規定により、次のとおり秋田県営玉川園地駐車場の利用料金を承認したので、同条例第13条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県営玉川園地駐車場の利用料金は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

区分	利用料金の額
車両（軽車両を除く） 1台につき1回	200円